

令和8年4月1日

校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 全教職員が生徒に対して常に目を向け「いじめ」による小さな変化を見逃さない。
- (2) 「いじめ」を未然に防止するために各関係機関等と連携しながら組織的に対応する。
- (3) 「いじめ」を認知した場合、各関係機関等と連携し組織的に対応し解決を目指す。
- (4) 「いじめ」は絶対に許さないという意識を学校全体で醸成する。

## 2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止及びいじめの早期発見、早期解決の中心的な役割を果たすとともに重大事態への迅速に対応する。また、教職員及び生徒、保護者等の「いじめ」に関する意識を一層高める。

#### イ 所掌事項

- いじめ防止基本方針及びいじめ防止計画の策定
- いじめ防止に関する研修の実施
- 生徒会等によるいじめに対する主体的な取組への支援
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等、各段階における主導的役割

#### ウ 会議

各学期に1回、原則としてスクールカウンセラーの勤務する日の放課後に開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

生徒の問題行動において、保護者、地域、関係機関と連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに学校いじめ対策委員会を支援する。

#### イ 所掌事項

- いじめの被害生徒及び保護者に対する支援
- いじめの加害生徒の健全育成及び保護者に対する支援
- 生徒の問題行動等を解決するための関係機関と連携した支援

#### ウ 会議

原則として年2回開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、民生委員、保護司経験者等、地元警察関係者（スクールサポーター）、その他校長が必要と認める者。

#### 4 段階に応じた具体的な取組

##### (1) 未然防止のための取組

- ア 生徒会役員等による集会等を活用した呼び掛け及びアンケートの実施と分析を行う。
- イ 保健やホームルーム等を活用した人権尊重に関する授業を実施し、いじめ防止に関する意識を醸成する。
- ウ スクールカウンセラーによる1年生対象の全員面接を実施する。
- エ 人権尊重の側面からいじめの未然防止に関する教職員研修を実施する。
- オ 学級担任による二者または三者面談を実施する。

##### (2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーとの1年生全員面接の実施（6月まで）により、問題を抱える生徒について共通理解を図る。必要に応じて個別に対応する。
- イ 生活指導部及び各学年が連携し、各学期1回程度のいじめに関するアンケートの実施と分析を行う。必要に応じて、管理職、生活指導部、関係学年及びスクールカウンセラーが連携して事実を確認する。
- ウ スクールカウンセラーの日報や保健室来室記録を活用するとともに、学級担任や部活動顧問による問題を抱えた生徒への二者面談や三者面談を実施する。
- エ 教職員の校内研修を通して、生活意識調査、いじめのサイン発見シート、いじめ総合対策チェックシート等の活用方法の共通理解を図る。

##### (3) 早期対応のための取組

- ア 迅速かつ確実な報告・連絡・相談が行われるように「発見教員等 ⇒ 生活指導部・関係学年 ⇒ 管理職」というラインを徹底する。
- イ 学校いじめ対策委員会を速やかに開催し、対応策を検討・作成して実行する。
- ウ 被害生徒の安全確保を第1とし、養護教諭やスクールカウンセラーによる心身のケアを行う。また、保護者の心情を踏まえて積極的に連携する。
- エ 加害生徒との面談を踏まえ、いじめの背景を理解した上で、保護者と連携していじめに関する指導を粘り強く厳しく行う。
- オ 全教職員による共通理解・観察を前提とし、いじめの情報提供者の安全確保と秘密保持に加え、養護教諭及びスクールカウンセラーと連携して関係学年を中心に当該生徒に対する心身のケアを行う。

##### (4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の保護
  - 被害生徒の保護者と連携して家庭での状況を把握するとともに、スクールカウンセラー等を活用して心のケアを行う。
  - 被害生徒が安心できる場所を学校内に確保するとともに、学習等の遅れがでないように対応する。
- イ 加害生徒及び当該生徒の保護者に対する対応
  - 特別指導（課題学習、自宅謹慎等）を行うとともに必要に応じて別室での学習等を実施し、スクールカウンセラー等を活用して当該生徒の心のケアを進め、組織的に対応して当該生徒が健

全に復帰できるようにする。

○いじめの事案により警察への相談や通報を行う。

ウ 必要に応じて学年集会や全校集会、保護者会を実施するとともに重大事態に関する生徒への働き掛けを行う。

エ 学校経営支援センター支所等、東京都教育委員会への報告・連携を初期段階から速やかに行う。

オ 連携体制

○学校経営支援センター支所等、東京都教育委員会と連携する。

○必要に応じて、子ども家庭支援センター、児童相談所等や医療機関及び五日市警察署と連携する。

○東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」や学校サポートチームを活用する。

## 5 教職員研修計画

(1) 通年で「いじめ総合対策【第2次】」を適宜活用した研修を実施する。

(2) 1学期中に、いじめアンケート結果を踏まえ、生徒理解と心のケアに関する校内研修を開催。スクールカウンセラー等を講師として実施する。

(3) 2学期中に、いじめアンケートに合わせて生活指導担当者連絡会配布資料「東京都におけるいじめの防止等の対策と学校の取組」や「いじめ防止教育プログラム」を活用した校内研修を実施する。

(4) 3学期中に、いじめアンケートに合わせて事例検討を通じた校内研修を実施する。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 定期的で開催される保護者会等を活用し、「東京都立五日市高等学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止について協力を求める。

(2) ホームページを活用し、いじめ防止に向けた学校の取組状況に係る情報を発信する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会や学校サポートチームを活用して、いじめ防止に向けた学校の取組状況を報告するとともに協力を依頼する。

(2) 五日市警察署及び児童相談所、子ども家庭支援センター等と連携し、いじめの早期発見やいじめの未然防止を推進する。

(3) 都教育相談センター等が行っている様々な支援策を活用する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめに関する項目を含めて学校評価を活用する。学校評価での意見をもとに基本方針について再検討し改善する。

(2) 各教員が生徒理解に基づく対応ができるよう生徒から相談を受ける時間・環境を整備するとともに、連携する各機関等との取組状況を踏まえ基本方針の再検討を進める。